

末松ひろと後援会 会則

- 第1条（名称） 本会は「末松ひろと後援会」と称する。
- 第2条（所在） 本会の事務所は「松戸市三矢小台5-24-4」に置く。
- 第3条（目的） 本会は末松ひろと氏の政治活動を支援し、末松ひろと氏と共に地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（活動） 本会は前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。
- （1）後援会会員の増強、拡大
 - （2）会員に対する市政相談
 - （3）勉強会、講演会などの開催
 - （4）印刷物の発行
 - （5）その他目的達成に必要な事業と活動
- 第5条（会員） 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。
- 第6条（役員） 本会は会長1名、その他若干名の役員を置く。
- 第7条（会議） 本会は必要に応じて次の会議を開催する。
- （1）総会
 - （2）役員会
- 第8条（会計） 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、事業収入でまかない、その会計年度は1月1日より12月31日とする。

付 則：この規約は平成22年1月29日から適用する。